

問			答	参考資料
接種会場まで移動する手段として、訪問介護を利用することは可能か。	訪問介護事業所の訪問介護員等が自ら運転する車両を活用する場合	・接種会場に外出するために乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20 分から 30 分程度以上)を要し、かつ、手間のかかる外出に直接関連する身体介護(移動・移乗介助、身体整容・更衣介助、排泄介助等)を行う場合(要介護 4 又は 5 の居宅要介護者の場合)	身体介護(運転時間を控除した所要時間に応じた介護報酬) を算定できる。	介護保険最新情報 Vol . 963 令和 3 年 4 月 5 日
		又は ・接種会場への外出に直接関連しない身体介護(入浴介助・食事介助等) に 30 分から 1 時間程度以上を要し、かつ、当該身体介護が中心である場合(要介護 1 から 5 までの居宅要介護者の場合)		
	公共交通機関を活用する場合	上記以外の場合 訪問介護事業所の訪問介護員等が、居宅要介護者に付き添い、バスやタクシー等の公共交通機関を利用して移送中の気分の確認も含めたワクチン接種が行われる会場への外出介助を行った場合	通院等乗降介助が利用可能である。 訪問介護事業所の訪問介護員等が、居宅要介護者に付き添い、バスやタクシー等の公共交通機関を利用して移送中の気分の確認も含めたワクチン接種が行われる会場への外出介助を行った場合には、訪問介護の身体介護のうち通院・外出介助(所要時間に応じた介護報酬) を算定できる。	

問		答	参考資料
ワクチン接種において訪問介護を利用する場合の具体的な取扱いについて	居宅サービス計画の記載の変更は、サービス提供後に行っても差し支えないか？	差し支えない。	介護保険最新情報 Vol . 963
	居宅サービス計画の変更についての利用者の同意はどのように得ればよいか？	同意については、最終的には文書による必要があるが、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることによりよい。	令和 3 年 4 月 5 日
	居宅サービス計画の変更について、サービス担当者会議を開催する必要はあるか？	本件については、ワクチン接種という臨時的、かつ、単発的な対応であるため、他のサービスに与える影響は小さいと見込まれることから、必ずしも必要ではない。	
	ワクチン接種会場内での介助については、保険給付の対象となるか？	院内介助における取扱いに準じる。具体的には、ワクチン接種会場のスタッフ等による対応が難しいこと、利用者が介助を必要とする心身の状態であること、の要件を満たす必要がある。なお、「通院等乗降介助」の院内介助については、「通院等乗降介助」として包括評価されるため、ワクチン会場内における介助について、別途身体介助を算定することはできない。	「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係について（平成 1 5 年 5 月 8 日老振発第 0508001 号・老老発第 0508001 号）「訪問介護における院内介助の取扱いについて（平成 2 2 年 4 月 2 8 日厚生労働省老健局振興課事務連絡）
	ワクチン接種後の体調観察時間については、保険給付の対象となるか？	同上	

問		答	参考資料
ワクチン接種において訪問介護を利用する場合の具体的な取扱いについて	訪問介護計画の記載の変更や利用者の同意についても、居宅サービス計画と同様と考えてよいか？	訪問介護の提供は、訪問介護計画に基づき行う必要があることから、原則どおり事前に記載の変更を行い、文書による同意を得る必要がある。ただし、 ・ ワクチン接種に要する時間が見込めないため、訪問介護計画への所要時間の記載ができない場合 ・ ワクチン接種の予約日までの日数が短いため、事前に文書による同意を得る暇がない場合 など、やむを得ない事由がある場合は、 ・ 所要時間部分のみ事後に記載する ・ サービス提供前に説明を行い、同意を得た上で、事後に文書で同意を得る など、柔軟に対応して差し支えない。	
	訪問介護員について、その資格を有していない者を従事させてもよいか？	基本的には、介護支援専門員が調整のうえ、有資格者を派遣する事のできる訪問介護事業所からサービス提供されることが望ましいが、ワクチン接種における訪問介護の提供増加により、人員基準上の必要な資格を持った人員が確保出来ない場合には、訪問介護員の資格のない者であっても、他の事業所等で高齢者へのサービス提供に従事した事がある者であり、利用者へのサービス提供に支障がないと認められる者であれば、訪問介護員として従事することとして差し支えない。	介護保険最新情報 Vol . 779 令和 2 年 3 月 6 日、介護保険最新情報 Vol . 823 令和 2 年 4 月 24 日

以上の取扱いについては、世田谷区の被保険者に対するものを前提としています。他自治体の被保険者に対する取扱いについては、各保険者にご確認ください。

【問い合わせ先】

- ・介護報酬の算定に関すること：世田谷区高齢福祉部介護保険課保険給付係 03-5432-2646
- ・居宅介護支援事業の人員及び運営の基準等に関すること：世田谷区高齢福祉部介護保険課事業者指定・指導担当 03-5432-2294